

# 福岡県公報

令和6年3月19日  
第 480 号

## 目 次

### 告 示 (第150号 - 第155号)

- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示  
について (畜産課) ..... 1
- 家畜伝染病予防法第6条第1項に基づく注射の実施について (畜産課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除 (環境保全課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3

### 公 告

- 港湾計画の変更の概要 (港湾課) ..... 4
- 市の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村森林整備課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 5
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 建設業者の営業所の不確知 (建築指導課) ..... 6
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬務課) ..... 6
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ..... 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 7

- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施の目的  
家畜の監視伝染病のうち、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、腐蝕病及びオーエスキー病の発生予防並びにブルセラ症、結核、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予防のため。
- 2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法  
次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
ブルセラ症	知事がブルセラ症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1 血清学的検査（酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
結核	知事が結核の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
豚熱	知事が豚熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査その他必要な検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第151号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、次のように家畜について注射を受けることを命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施の目的  
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため。
- 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、注射の方法  
次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施の期日	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
県内全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日	飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	皮下又は筋肉内注射

## 福岡県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	御井諏訪野線	前	久留米市野中町707番6先から 久留米市野中町707番4先まで	6.5 ～ 11.1	8.0
			後	久留米市野中町707番6先から 久留米市野中町707番4先まで	8.3 ～ 11.1	8.0

## 福岡県告示第153号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定を解除する要措置区域  
うきは市吉井町富永字ヒカケ1577番9、1578番3及び1578番4の各一部  
うきは市吉井町富永字土穴1589番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の2の項の下欄

に規定する土壤汚染の除去)

## 福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方鞍手線	鞍手郡鞍手町大字中山2264番137先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで

## 福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	宮本線	前	久留米市荒木町荒木1683番3先から 久留米市荒木町荒木1446番13先まで	5.2 ～ 10.1	260.0
			後	久留米市荒木町荒木1683番3先から 久留米市荒木町荒木1446番13先まで	9.0 ～ 16.8	260.0

## 公 告

## 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和6年3月19日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、令和3年1月8日福岡県公報第165号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 「ニ 臨港交通施設計画」の変更  
道路

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路新松山1号線	新松山埠頭	臨港道路松山2号線	4

(2) 「ハ 港湾環境整備施設計画」の変更  
緑地

地区名	面積（ヘクタール）	備 考
新松山	13	既定計画の変更

## (3) 「チ 土地利用計画」の変更

地区名	面積（ヘクタール）	用 途	備 考
新松山	50	埠頭用地	既定計画の変更
	28	港湾関連用地	既定計画の変更
	68	工業用地	既定計画の変更

	7	交通機能用地	既定計画の変更
	13	緑地	既定計画の変更

## (4) 「ヌ 公共埠頭計画」の変更

地区名	施 設	規 模	備 考
新松山	埠頭用地	面積50ha	既定計画の変更

## 2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、市町村の換地計画を令和6年3月7日付けで適当であると決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
朝倉市	桂川流域宮野・入地地区	換地計画書の写し	令和6年3月19日から 令和6年4月17日まで	朝倉市役所 本庁 朝倉市役所 朝倉支所 朝倉市役所 杷木支所

## 公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
ヤナイ池（下）	福津市上西郷2255-1 外1筆	令和6年3月1日
上長山池	うきは市浮羽町新川373-2	令和6年3月1日
サコタ溜池	朝倉市烏集院120	令和6年3月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字手鎌字塩浜1609番、1610番1、1610番3から1610番9まで並びに字有明開1809番15及び1809番21
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八女郡広川町大字久泉91番地6  
馬場 久

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
行橋市	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	行事七丁目の一部	令和6年3月6日
宮若市	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	長井鶴・芹田の各一部	令和6年3月6日

宮若市	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和6年3月6日
新宮町	令和3年度から令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大字原上の一部	令和6年3月6日
香春町	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字鏡山の一部	令和6年3月6日
添田町	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	大字野田の一部	令和6年3月6日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
直方市	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	令和6年3月6日
古賀市	令和元年度から令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	小山田の一部	令和6年3月6日
みやま市	令和5年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町大江字湯尻の一部	令和6年3月6日
みやま市	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	高田町竹飯の一部	令和6年3月6日
赤村	令和3年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和6年3月6日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市三沢字大手木4495番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市雑餉隈町一丁目6番7号401号  
中原 亮太

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上岩田字東前牟田493番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市瑞穂町二丁目6番9-401号  
柴戸 功央、柴戸 由香子

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社グリーンウッドデザイン	福岡市東区香住ヶ丘6-5-13	栗原 克也	令和3年12月27日 福岡県知事許可（般-3） 第110193号

### 公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 化学名 2-[[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (3) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(ピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

### 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第36号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

### 3 失効年月日

令和6年3月16日

### 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
基本測量（電子基準点測量）
- 2 測の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区、北九州市若松区、福岡市東区、久留米市、直方市、田川市、八女市、行橋市、筑紫野市、古賀市、みやま市、糸島市、嘉穂郡桂川町、朝倉郡東峰村、築上郡築上町	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量、用地測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市大字草木、大字田隈地内	令和6年1月16日から 令和6年4月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久山町上山田南部土地区画整理準備組合から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点・水準測量、4級基準点）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久山町大字山田の一部	令和6年3月18日から 令和6年6月28日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区及び東区	令和6年2月28日から 令和6年9月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量、現地測量、3次元点群測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
朝倉市、三井郡大刀洗町	令和6年1月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那珂川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
那珂川市	令和6年2月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
篠栗町大字萩尾	令和6年2月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市朱雀四丁目2623番1及び2623番7から2623番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城二丁目23番30号

株式会社シアーズエステート

代表取締役 丸本 文紀